

第2章 職員の給与に関する勧告

第2章 職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

1 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の改正

（1）期末手当について

ア 令和2年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.15月分（特定管理職にあつては、0.95月分）とすること。

再任用職員については、期末手当の支給割合を0.575月分（特定管理職にあつては、0.475月分）とすること。

イ 令和3年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.175月分ずつ（特定管理職にあつては、それぞれ0.975月分ずつ）とすること。

再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6月分（特定管理職にあつては、0.5月分）とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和2年12月1日から実施すること。ただし、1の（1）のイについては、令和3年4月1日から実施すること。